

第 6 号様式

随意契約について

公表年月日	令和 8 年 9 月 1 日
担 当 課	公営競技事務所

契約業者名・住所	松戸公産株式会社・千葉県松戸市上本郷 5 9 4 番地
工事等の名称	競輪事業運営委託
工事等の場所	松戸市上本郷 5 9 4 番地 松戸競輪場
種 別	委託
工事等期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
契約金額	・当該開催月の競輪事業収入 1 開催分から、下記【競輪施行収益金】及び【経費】の合計額を控除した後の額に消費税及び地方消費税を加えた金額。 【競輪施行収益金】 ①競輪場において施行する競輪につき、1 開催ごとに当該競輪に係る勝者投票券売上金（電話投票・臨時場外車券売場売上分及び新競輪オンライン投票システム売上分に係る勝者投票券売上金を含む全ての売上金。以下「売上金」という。）から新競輪オンライン投票システム売上分を除いた額に 1, 0 0 0 分の 6 を乗じて得た額(1 円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額。以下本契約書において同じ。) ②サテライト船橋において発売した松戸市営競輪の売上分の 1 0 0 分の 1 を乗じて得た相当金額。 ③新競輪オンライン投票システムの売上分の 1 0 0 分の 3 を乗じて得た相当金額。 ④チャリトプラザの売上分の 1 0 0 分の 1 を乗じて得た相当金額。 【経費】 ①当該競輪に係る払戻金確定額 ②公益財団法人 J K A 交付金

	③公益社団法人全国競輪施行者協議会分担金 ④選手賞金及び選手手当等 ⑤委託者の人件費等 ⑥従事員人件費等 ⑦競輪場借上料 ⑧新競輪オンライン投票システム委託料及び運営協議会負担金 ⑨その他委託者が支出した競輪事業の運営上必要な経費 ・競輪 1 開催分の売上金に 1, 0 0 0 分の 1 を乗じて得た金額に消費税及び地方消費税を加えた金額
工事等の概要	競輪事業に係る下記について委託を行う。 状況に応じて下記に記載がない事項であっても、委託者が業務運営上必要と認めたものについては、委託料の範囲で実施するものとする。 ・競輪開催に関する各種業務の運営総括及び総務業務 ・車券発売に関する業務 ・場内外の情報提供に関する業務（宣伝関係） ・顧客サービスに関する業務 ・場内外の施設等に関する業務 ・その他開催に必要な業務
随意契約の理由	松戸競輪の競輪事業運営委託については、競輪運営の厳しい状況の下、本市に代わり競輪事業を運営するため、競輪開催に関する総合的な知識及び経験等が必要である。 これに対し松戸公産株式会社は、70 年以上にわたり松戸競輪場の所有者として競輪場施設の運用・改修に努めていることから、松戸競輪場における競輪開催について熟知している。 また、競輪関連団体との関係や各種業者との連携をはじめとした、競輪事業運営における専門的ノウハウを有している。 加えて、本委託を受託した平成 17 年度から現在に至るまで、良好な競輪運営を継続している。 以上を踏まえ、本事業の総括的な運用を委託するのに適した唯一の企業であると思慮され、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約とするものである。